

1983
2013
9 / 15

府職の友

発行所/大阪府関係職員労働組合
〒540-0008 大阪市中央区大手前2-1-59
電話 06(6941)0351・内線3740
直通06(6941)3079 FAX06(6941)4541
Eメール info@fusyokuro.gr.jp
URL/http://www.fusyokuro.gr.jp
発行人/橋口 紀塩 編集人/田中 克義
(一部10円)組合員の購読料は組合費に含まれています。

府職労
2014~2015年度
役員選挙
投票日 9月26日(木)

大阪府の『ブラック企業』化を許すな!

職員の総団結で、自由に意見の言い合える職場を奪う 「政治活動制限」「労使関係」条例制定を阻止しよう!

2013年9月9日 大阪府関係職員労働組合執行委員会

この15条も明記され、使関係条例」を9月議会にて制定された地方自治法は「住民の福祉の増進を図ること」が地方自治体の基本的な役割としています。また、憲法25条は、すべての国民が健康で文化的な生活を送れるように、社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上・増進に努めなければならないとし、12条では、国民に保障する自由・権利は、国民の不断の努力によって保持しなければならないとしています。

憲法の担い手に大変身

日本国憲法によって、自治体労働者は「憲法の担い手」に大きく生まれ変わったのです。誰もが権利や自由を保障され、健康で文化的な生活を送れるように、住民と力を合わせなければならぬというのです。そのためにも、私たちの仕事は、住民のおかれている状況をつかみ、住民の声をよく聞くことが重要であり、自由や権利が正しく保障される職場でなければなりません。

松井知事、突然の条例提案表明

8月2日、松井知事は、憲法で保障された政治的自由や労働組合活動を制限す

る政治活動制限条例」「労使関係条例」を9月議会に提案すると表明しました。これらの条例は、昨年の9月府議会に維新の会府議団が提出したもので、その後、議会の合意が得られず、3度にわたって継続審議となっています。当初より松井知事も「府職員は公務員である立場をしっかりと踏まえた対応をしている」「地方公務員法を上回る規制は必要ない」と条例の必要性を否定していました。

根拠も道理もない提案理由

しかし、松井知事は、府・市大都市局の職員が、日本維新の会の集会日程をメール送信したことを取り上げ「政治活動が疑われるような事実が発生したのでルールづくりが必要」と、突如、条例提案を表明しました。そもそも、府・市大都市局は、橋下「維新の会」の「大阪都」構想を強行するために、住民合意も職場合意もないままに設置された背景があります。今回の大都市局職員のメール送信は、仕事をすすめるうえで必要な情報提供という認識のもとでメール送信させられた側面もありません。

また、昨年12月7日には、政労機関係紙を配布した際に「メール送信は政治的な目的で活動を行うことを禁ずる市の条例には抵触しない」としており、当局自らも条例制定の根拠にはならず、何の理由にもならぬことを明らかにしています。そのにもかかわらず、このことを条例提案の理由とするのは、議論のすり替えであり、議論のすり替えであり、議論のすり替えです。

最高裁判決にも逆行

また、昨年12月7日には、政労機関係紙を配布した際に「メール送信は政治的な目的で活動を行うことを禁ずる市の条例には抵触しない」としており、当局自らも条例制定の根拠にはならず、何の理由にもならぬことを明らかにしています。そのにもかかわらず、このことを条例提案の理由とするのは、議論のすり替えであり、議論のすり替えです。

組織のスリム化・能率向上は戦争のため!?

戦争総動員のため生まれた地方事務所(現:府民センター)

現在、大阪府には7つの府民センター(旧地方事務所)があります。この地方事務所は、第2次世界大戦中の1942年、わずか4ヶ月という短い準備期間で各都道府県に設置されました。当時の内務省の通知によると「国政の浸透徹底と行政事務の適実敏活なる処理」が重視され、南方占領地域支配のための占領行政要員のため、行政組織を簡素化し、能率を倍化することも求めています。

さらに「設置要項」では、「農産物の増産」「経済統制」「町内会の自治的活動の指導」「軍事援護その他軍事に関する事務」などが列挙され、まさに戦争への国民総動員のための機関とされていました。

自治体の形を変えることで戦争への国家総動員体制をつくる…道州制や「大阪都」も通じるものがあるのでは?と思うのは考えすぎでしょうか。

「政治活動制限条例」「労使関係条例」は、最高裁判決にまったく逆行するものであり、条例制定の根拠も道理もありません。にもかかわらず、松井知事が突如手配した判決(毎日新聞)として高く評価されています。マスコミも「公務員の政治的行為に対する規制強化の動きに一定のべきを刺したと見える」(毎日新聞)と、政労機関係紙を配布した際に「メール送信は政治的な目的で活動を行うことを禁ずる市の条例には抵触しない」としており、当局自らも条例制定の根拠にはならず、何の理由にもならぬことを明らかにしています。そのにもかかわらず、このことを条例提案の理由とするのは、議論のすり替えであり、議論のすり替えです。

職場の活気を奪い、仕事がやりづらくなる

すでに条例が制定された大阪市では、トップダウンの徹底や職員の管理強化が徹底され、住民の要望を聞くことや懇談さえも許されない状況となっています。また職場で意見を言うことはおろか、飲み会の場でもさへも言いづらいつつある状況になっていると報告されています。

人間の尊厳、府職員の誇りをかけて

府職労は、自治体労働者が真の役割を發揮し、職場から仕事を見直し、憲法を具体的にいかす仕事と職場の実現をめざし、全力をあげて奮闘します。自由闊達に意見が出し合える職場、やりがいのある仕事を守り実現するため、人間としての尊厳と府職員の誇りをかけたたたかいに総力をあげようではありませんか。

遊歩道

大阪府立公衆衛生研究所と大阪府環境科学研究所を統合し、独立行政法人化する動きが進められている。橋下市長は、府市統合のモデルとして2014年4月の独法化を狙っている。同じような研究所だから統合して二重行政を解消すると言っているが、公衛研と環

科研は、同じ地方衛生研究所でも業務のやり方が違っていたから統合した後の業務の具体案は9月議会を目前にしても示せず、総務省の独法化の調査への回答もできていない。統合のメリットすら示せていない。公衛研は、O157や雪印低脂肪乳食中毒など大きな事件での原因究明を行ってきた。最近でも、新型インフルエンザ、風疹や結核などの感染症の新たな検査体制を確立し、府民の健康を守る検査・研究を保健所や国の機関と連携している。日常の業務の蓄積の結果だ。採算性と効率優先の独法では、継続的な研究を続けることができなくなる。住民サービス切り捨て、大型開発路線の「大阪都」構想の矛盾がここでも出ている。公衛研の独法化の問題を明確にし、撤回させる運動を上げよう。府民を健康危機から守る責任を担うことを自治体の本々の役割だ。(ま)